

令和4年4月21日

羽幌町議会 議長 森 淳 様

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会
会長 後 藤 英 文

議員定数に係る町民意見募集事業に伴う個人情報の利用について（答申）

令和4年3月29日付けで羽幌町個人情報保護条例第7条及び第8条の規定に基づき諮問されたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

議員定数に係る町民意見募集事業に伴う個人情報の利用については、公益上必要であり、かつ相当な理由があると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。ただし、今回収集した個人情報についての利用は令和4年度に実施する議員定数に係る町民意見募集事業に限定し、他の用途には使用しないこと。

2 審査会の判断理由

羽幌町議会議員の定数については、町民の代表を選出するにあたり、町民も深く関心をもつところであり、また、次期改選後の在り方についての町民の意見は重要であり、その検討にあっては、町民の意見を参酌することの必要性が高いと考えることから、その意見募集に当たり、個人情報を使用するのに相当な理由があり、かつ、公益上必要であると判断する。